

事業報告書等の提出がない法人への対応について

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。)は、市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、平成10年に施行されました。NPO法では、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)は、自らの情報を公開することによって多くの市民の信頼、賛同を得、また市民によって育てられるべきとの趣旨でNPO法人及び所轄庁に対し、それぞれ情報公開義務を定めています。NPO法人には、毎事業年度初めの3月以内に事業報告書等を作成し、翌々事業年度末日までの間、その事務所に備えおくことと、所轄庁に提出することが義務付けられ、所轄庁には、提出された事業報告書等(過去5年間分)の書類を市民の請求に応じて閲覧又は謄写させることが義務付けられています。

川崎市では、NPO法の趣旨に基づき、市民に対しNPO法人自らの情報を広く公開することは、NPO法人が最低限遵守すべき事項と考え、法に反して事業報告書等を提出しない法人に対して、原則として、次のとおり対応します。

1 事業報告書等の提出について

NPO法人は、NPO法第29条に基づき事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。また、提出期限については、川崎市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年川崎市条例第34号。以下「市条例」という。)第6条において、毎事業年度初めの3月以内と定めています。

事業報告書等とは、前事業年度の事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度末における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面をいいます。

川崎市では、提出を受けた事業報告書等を、市条例第16条及び川崎市特定非営利活動促進法施行条例施行細則(平成22年川崎市規則第4号。以下「市規則」という。)第37条の規定に基づき、かわさき情報プラザで公開しています。

【参考】

■ 特定非営利活動促進法

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

■ 川崎市特定非営利活動促進法施行条例

第6条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

2 事業報告書等の提出がない法人への対応

川崎市では、事業年度初めの3月以内に事業報告書の提出がない法人に対しては、次のとおり督促を行います。それでも提出がない場合は、裁判所に過料事件通知を行います。

- ① 提出期限を超過しても提出がない場合、法人の主たる事務所の所在地へ、督促文書を送付します。
- ② ①の督促から約1月を超過しても提出がない場合、電話、FAX等にて催告を行います。
- ③ ②の催告から約1月を超過しても提出がない場合、法人の主たる事務所の所在地へ2回目の督促文書を送付します。
- ④ 3年以上にわたって事業報告書等が未提出の場合、3年目における③の督促から約1月を超過しても提出がなければ、NPO法第80条第1項第5号に該当するものと思料されるとして、法人の代表者の住所地(又は居所)を管轄する裁判所(支部)に、過料事件通知を行います。
- ⑤ 3年以上にわたって事業報告書等が未提出の場合、NPO法第43条の規定に基づき設立の認証の取り消し手続きを行います。

【参考】

■ 特定非営利活動促進法

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたつて第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の認証を取り消すことができる。

(以下略)

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

(略)

(5) 第25条第7項若しくは第29条(これらの規定を第52条第1項(第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第49条第4項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(以下略)

事業報告書等の提出がない法人への手続き

時 期	手続きの流れ	根拠条文
<p>条例で定められた 提出期限</p>	<p>毎事業年度初めの3月以内に所轄庁</p>	<p>条例 第6条</p>
<p>提出期限 経過後 《第1回督促》</p>	<p>第1回督促送付</p>	
<p>第1回督促から 約1月後 《催告》</p>	<p>提出がない場合 電話、FAX等にて催告</p>	
<p>催告から 約1月後 《第2回督促》</p>	<p>提出がない場合 第2回督促送付</p>	
<p>(3年度分未提出 の場合) 第2回督促に 記載された 提出期限経過後 《過料事件通知》</p>	<p>裁判所に過料事件通知</p>	<p>法第80条</p>
<p>過料事件通知後</p>	<p>3年度分未提出の法人に対しては、過料事件通知後、設立の認証の取り消し手続きを開始する。</p>	<p>法第43条</p>